

ひがしまつしま

●City ViewP2~P3
●知っ得情報P4~P8

桜の花から復興エール
 懸命に咲く『夢見草』

今年も桜の便りが届きました。桜の花は、うっとり
 と見惚れてしまうほどの美しさから、「夢見草」とも
 呼ばれるそうです。

春の午後、暖かな日差しに誘われ、カメラを持って
 桜のスポットへと出掛けました。薄紅色の花びらが
 いくつも重なり合って咲く満開の桜は、まさに夢の
 世界のような美しさでした。

震災の爪跡が色濃く残る中、いつもの春と変わらず
 に咲いてくれた桜の花たち。復興を目指すこのまち
 を応援するように、持てる力を全て注ぎ、強い生命力
 で懸命に花びらを広げていました。

今年の桜の様子を、今月号の表紙で紹介します。
 一人ひとりの胸に、桜の花たちからの「がんばろう」
 のエールが届くことを願って…。

Photo 貝田公園(大曲・定川浴い)の満開の桜



矢本運動公園



鷹来の森運動公園

City View!



東 京ディズニーリゾートのミッキーマウスたちが小野小学校を訪問し、地域の子もたちと交流しました。人気キャラクターの登場に、集まった市民は大興奮。一緒に写真を撮るなどして楽しい時間を過ごしました(4月24日)



こ どもの日、震災で命を落とした最愛の5歳の弟や子どもたちを弔うため、伊藤健人さん(下浜二)が自宅跡に善意の寄付で集まった約200匹の青い鯉のぼりを揚げました(5月5日)

デ ンマークからの支援金で運行するスクールバスの前で児童が感謝の気持ちを表しました(5月2日、小野小学校)



グ リーンタウンやもと内に建設された応急仮設住宅への入居が始まりました(5月2日)



元 女子マラソン選手の有森裕子さんありもりゆうこが野蒜小を訪問。児童たちに元気を与えてくれました(4月25日)

▼ランドセルの妖精「コラシヨ」(榊ベネッセ)が遊びに来ました



5/6



▲市図書館で長い間紙芝居ボランティアを務め、震災で亡くなった松本昭英さんの追悼紙芝居が行われました

5/5

「子どもの日」の5日と6日の2日間、市コミュニティセンター野外ステージや図書館前「コミュニティパーク」などを会場に、「子どもの広場」が開かれました。

みんなのこころと力をひとつに！
あきらめないで！最後まで復興！

子どもの広場

～楽しい思い出いっぱい～

5/5 木～6/金

身

元不明者を含め300人が仮埋葬されている市営墓地(旧河南地区衛生処理組合跡地)で大塩IIで四十九日法要が行われ、参列者は、故人を偲んでいました(4月28日)



天

皇・皇后両陛下が県内の被災地を訪問されるため航空自衛隊松島基地に立ち寄りされました(4月27日)



歌

手の八代亜紀さんが、熊本県八代市の福島和敏市長と訪れ、特産の畳を寄贈しました(5月1日)



島

根県雲南市の松村憲さんが避難所にショートケーキなど2,000個を贈呈(5月1日)



在

京東松島会の桜井会長、杉浦元会長、小野寺前会長などが訪れ、義援金を阿部市長に手渡しました(5月1日)



山

形県東根市から応援旗として多くのメッセージが寄せられました(5月1日)



大変だったね

元気出して!



避

難所で生活する人々を励まそうと、俳優の渡辺謙さんが、東松島市を訪れました(5月2日、小野市民センター)

自

作(デザイン)・大森英男さんのTシャツを着て復興を誓う市臨時職員3人組(5月5日)



5/6



▲イト&イーナもたくさんお友だちと遊んだよ

▼全国から寄せられた児童書が無料で配布され、子どもたちは大喜び

5/5



▲陸上自衛隊員と遊ぶコーナー。腕相撲でハッスルする子どもたち

5/5



住宅

民間賃貸住宅の応急仮設住宅取り扱い

すでに民間賃貸住宅へ入居済みの方、これから契約を締結する方が対象です。

■**民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱い内容** 該当する方は、「県・貸主・被災者との3者による契約」を締結する必要があります。貸主と再契約ができることを確認した後、市役所までお越しください。なお、この制度を利用すると「住宅の応急修理制度」は利用できません

※賃貸住宅の所在地である他市町村でも申請できます。

■**入居対象者** ①契約時期 震災後から個人契約した方およびこれから契約する方 ②入居できる方 東北地方太平洋沖地震で被災した次の方 ◇住家が全壊、全焼もしくは流失した方、大規模半壊の方 ◇居住する住家がない方 ◇自らの資力をもって住家を確保することができない方

■**期間** 当分の間 ■**場所** 市役所1階 ■**受付時間** 9時～16時

■**必要なもの** ◇既に契約した方は、賃貸借契約書の写し ◇これから契約する方は、物件情報(住所、家賃、敷金、礼金などが記載してあるもの)の写し ◇り災証明書またはその写し

■**契約期間** 2年間(契約日から2年間対象になります)

■**契約条件** ①賃料(下記参照)※上限額があります ②敷金および礼金を併せて2カ月分 ③仲介手数料 賃料の0.525カ月以内 ④共益金・管理費(共有部分) ⑤火災保険など損害保険加入 ①～⑤の条件で宮城県・貸主・入居者の3者契約を締結

【民間賃貸住宅借り上げの目安(相場)および上限】

住宅間取り・入居世帯人数・月額賃料の目安 1K(1人単身)32,000円 1DK(1～2人)42,000円 2K(2人)45,000円 2DK(2～3人)48,000円 2LDK(2～4人)68,000円 3DK(4人)57,000円 3LDK(4人以上)69,000円

※月額賃料の上限は、月額賃料に20,000円を加えた額が上限額の目安

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1425

被災住宅補修のための無料診断・相談制度

■**概要** 国土交通省は被災した住宅の補修・再建に資するため、次のとおり無料の診断および相談を行っています。

■**業務内容**

①**被災地専用フリーダイヤル**

『住まいるダイヤル』被災地専用電話相談窓口(フリーダイヤル)を開設し、被災住宅の補修・再建に関する相談を行っています。

②**被災主要都市における相談窓口**

被災地各県の主要都市に、相談員が対面での相談を行う窓口を設置し、被災住宅の補修方法、補修費用など具体的な相談に対応しています。

③**現地での無料診断・相談**

各被災地において、住宅瑕疵(かし)担保責任保険法人の検査員が被災住宅の無料診断を行い、補修方法、補修費用など具体的な相談に対応します。※上記の各相談時には、相談者からの依頼に応じて、被災住宅の補修・再建を行う事業者を紹介し、(紹介する事業者は、住宅瑕疵担保責任保険法人に登録された事業者。被災地は、事業者の登録料が無料の予定)

■**実施主体** 一般社団法人 住宅瑕疵(かし)担保責任保険協会

■**受付時間** 10時～17時(日・祝日を除く)

■**対象地域** 青森県・岩手県・宮城県・福島県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県・新潟県および長野県(被害状況に応じて追加を検討します)

■**問** 『住まいるダイヤル』被災地専用フリーダイヤル ☎0120-330-712 (PHSや一部のIP電話からは☎03-3556-5147)

建築基準法第84条に基づく被災市街地における建築制限の期間の延長

宮城県は、市街地の復旧・復興にあたって無秩序な建物の建築を防止する為の建築制限を期間延長することになりました。対象区域は、津波で建築物が大規模に流出もしくは損壊した地域です。

■**市内における建築基準法第84条第1項に基づく被災市街地における建築制限の区域**

◆野蒜地区

◆大曲浜地区



■**建築制限の内容**

住宅については、建築基準法で建築を制限するのは新築・増築・改築(建替え)・移転(曳家)であり、修繕工事や補修工事、リフォーム工事は制限の対象となりません。また、次に掲げるものは制限が除外されています。

- ①国・県・市が震災復興事業のために建築する建築物
- ②停車場・官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- ③工事を施工するために現場に設ける事務所・下小屋・材料置場その他これらに類する仮設建築物
- ④その他県が市の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと県知事が認める建築物

■**延長後の建築制限の期間** 5月12日(木)～9月11日(日)まで

■**問** 県建築宅地課 ☎022-211-3243
市建設課都市計画班 ☎内線5154

住宅の応急修理制度の申請と相談

住宅の応急修理制度は、今回の災害により全壊・大規模半壊・半壊した住宅を市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急修理する制度です。

※一部損壊は対象になりません。

■**対象世帯** 次の全ての要件を満たす世帯が対象 ①全壊・大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯 ②応急修理を行うことによって避難の必要がなくなること ③応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと

■**所得制限** 全壊または大規模半壊の世帯については所得制限は無し。半壊の世帯については前々年の世帯全体の年収が以下のいずれかに該当する世帯が対象です ①収入額(年収)が500万円以下の世帯 ②収入額(年収)が500万円超700万円以下の世帯のうち、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯 ③収入額(年収)が700万円超800万円以下の世帯のうち、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯

■**応急修理の範囲** 居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な欠くことのできない部分、緊急を要する箇所について実施します

①屋根・柱・床・外壁・基礎など ②ドア・窓等の開口部 ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線 ④衛生設備

注1)地震(津波含む)の被害と直接関係のある修理のみが対象です

注2)内装に関しては原則対象外です 注3)家電製品は対象外です

■**限度額** ①一世帯あたりの限度額は52万円以内です

②同一世帯(1戸)に2以上の世帯が居住する場合でも、①の一世帯あたりの限度額以内です

■**期間** 5月中は毎日(土・日曜、祝日も実施) ■**受付時間** 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階 101会議室

■**必要なもの** ①り災証明書(写し) ②印鑑(認印・拇印でも可) ③要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類 ※③は半壊の場合のみ提出(事後提出も可能です)。

※建築基準法第84条の建築規制区域も補助対象になります。

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1425

災害復興住宅融資の相談

住宅金融支援機構では、被災者向けの住宅を復旧(建替え・購入・補修)するための資金を借り入れる「災害復興住宅融資」を始めました。気軽に相談ください。

■**相談受付・問合せ**

住宅金融支援機構 お客様コールセンター(被災者専用ダイヤル)
9時～17時(土・日曜も受け付けます)

☎0120-086-353(PHSや一部のIP電話からは☎048-615-0420)

住宅金融支援機構 東北支店 営業推進グループ (営業時間:9時～17時)

☎022-227-5035 住所:宮城県仙台市青葉区片平1-3-18

農林水産業

4月1日～6月30日は、春の農作業安全運動期間です

宮城県内では、過去10年間で110件もの農作業死亡事故が発生し、農業機械作業に係る死亡事故の65%が「転倒・転落」です。発生場所は「道路とほ場」で全体の73%になっています。特に、乗用型トラクターでの死亡事故が最も多いことから、運転の際は「ほ場の出入りや畦畔(あぜ)越え」「路肩からの脱輪」「ほ場以外での片プレーキ走行」に注意し、キャビンや安全フレームを取り付けましょう。

■**農作業安全の実践事項** ①機械や道具の点検・整備 ②休憩の取れる無理のない作業 ③農道を走行する際は、路肩の状況を確認 ④農作業や機械作業に適した服装 ⑤ほ場の出入り、あぜ越えは慎重 ⑥点検・調整時は、必ずエンジン停止 ⑦道路走行に備え、反射板の装着、点検

■**問** 農林水産課農政班 ☎内線2140

農業者年金受給者への現況届の配布見合わせ

これまで毎年5月末日から6月上旬の間に、農業者年金の受給者あてに農業者年金基金より現況届用紙を送付していましたが、3月11日の東日本大震災による被災により、農業者年金基金では現況届の配布を当面見合わせることにしました。

受給者皆さんのお手元に現況届用紙は届きませんが、現況届の提出がなくても今年の年金は支払われます。また、農業者年金振込・支払通知書も送付されませんので、振込・支払通知書が必要な方は下記まで連絡ください。

■**問** 農業委員会事務局 ☎内線2152

生涯学習

図書館[仮]開館のお知らせ

現在、施設の仮復旧を行っています。6月からの仮開館の見込みが立ちました。なお、当面は貸出中の資料などの確認作業があるため下記の開館時間とさせていただきます。

■**仮開館日時** 6月1日(水)～9時～16時 ■**休館日** 毎週月曜日

※自然災害や改修などで臨時休館することがあります。※県図書館の物流が止まっているため、予約・リクエスト業務は当面の間、休止させていただきます。

■**問** 図書館 ☎82-1120

チャレンジデーin東松島中止のお知らせ

5月25日(水)に開催予定でしたチャレンジデーin東松島は、震災により中止になりました。

■**問** 生涯学習課スポーツ振興班 ☎82-9030

知っ得情報

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

生活支援

ボランティアセンターを開設中

現在、市社会福祉協議会ではボランティアセンターを開設しています。被災により自宅の片づけの協力を希望する方は、ボランティアセンターまでお問い合わせください。

※現在、依頼が多いため、1週間以上待つことがあります。

■内容 敷地内の土砂撤去・自宅内からの泥・ごみの撤去・清掃など1回2時間程度の作業

■場所 矢本保健相談センター2階 ※センターは6月以降移転する予定です。

■問 ボランティアセンター ☎83-5001

「被災証明書」と「り災証明書」の発行

●被災証明書 被災証明書とは、災害の事実を証明する書類のことです。住家以外の全ての被害を証明するもので、被災した場合の休業証明など各種制度の手続きに必要な証明書です。

■場所 本庁舎1階 101会議室 ■時間 9時～16時

■必要なもの 印鑑(印鑑が無い場合は拇印も可)

●り災証明書 り災証明とは、住家の被害状況を証明するものです(物置・倉庫・車庫などは被災証明書)。市が被災家屋調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。税金や公共料金などの減免や控除・支払猶予・建物の修復に銀行などから借り入れする場合や利子引き下げなどに必要な証明書です。津波被害は即日交付。地震被害もある場合は調査後、後日交付になります。

■場所 本庁舎1階 101会議室 ■時間 9時～16時

■必要なもの 印鑑(印鑑が無い場合は拇印も可)

※なお、電話・郵送での発行は現在行っていませんので、ご注意ください。

■問 災害対策本部(り災証明書発行担当) ☎内線1412

市保管の被災した自動車の返却

市では、損壊家屋等(自動車など)の撤去等に関する指針により、道路や公共施設などに放置され支障となる自動車を撤去して、保管していた自動車を以下のとおり所有者へ返却します。

■返却期間 5月31日(火)まで ■返却時間 9時～16時30分

■返却場所 東部運動公園(浜市字東浮足地内)

■必要なもの 所有者の運転免許証など身分証明のできるものの写し、所有車両のカギ、印鑑(無い場合は拇印でも可)、所有車両車検証(手元にあれば) ※代理人による場合は、車所有者の委任状が必要です。

■返却方法 引渡しを受けたいものの希望によって手続きが異なりますので、必ず手続きの流れを確認してください

①自動車本体の引渡し (1)個人(所有者)による引取り…自動車等引取書での申請が必要です (2)業者による引取り(所有者以外)…自動車等引取書と委任状での申請が必要です (3)受付後から引渡しまでの流れ…提出された自動車等引取書などの内容を確認 → 現場の担当職員が預かった所有車両のカギで開錠 → 車内の車検証や運転免許証などで所有者を確認 → 確認ができれば引渡し、確認できない場合は引き渡しを拒否

②自動車車内物品の引渡し (1)所有者本人による物品引渡し…自動車等引取書での申請が必要です (2)所有者以外による物品引渡し…自動車等引取書と委任状での申請が必要です (3)受付後から引渡しまでの流れ…提出された自動車等引取書などの内容を確認 → 現場の担当職員が預かった所有車両のカギで開錠 → 車内の車検証や運転免許証などで所有者を確認 → 確認ができれば引渡し、確認できない場合は引き渡しを拒否

③車両引渡しは必要ない 自動車等引取書の中の「権利放棄承諾書」に住所、氏名、連絡先、車両情報(車両登録番号=ナンバープレートの情報)などを記入 → 受付に提出して、車両の所有権・廃車を再確認します ※自動車等引取書、委任状、権利放棄承諾書の様式は、市ホームページからダウンロード・印刷できます。

■問 災害対策本部(防災交通課防災交通班) ☎内線1165
現場事務所(受託業者:熊谷建業) ☎090-4755-0057

被災地拾得物の返還

■返還受付期間 5月20日(金)まで毎日

●貴重品関係

■公開時間帯 9時～正午 ■場所 小野保育所(小野字中央38番地2)

■方法 拾得物のリスト(所有者が判明の物件所有者名のみ)を公開。該当物件は、本人を確認して引き渡します

●写真、位牌関係

■公開時間帯 9時～15時 ■場所 西福田地区体育館(西福田字古堂26番地)

■方法 物件を自由に閲覧していただき、該当物件があった場合に持ち帰りいただきます

●金庫・高額現金は石巻警察署会計課(☎95-4141)で対応

■問 防災交通課防災交通班 ☎内線1162・1163

事業者用融資制度活用にかかる「り災証明書」発行

この証明書は被害のあった事務所・工場・設備などの被害状況を証明するもので、災害関連資金の借り入れのみに使用可能な証明書です。

■日時 4月11日(月)～8時30分～17時 ■場所 鳴瀬庁舎1階 商工観光課

■必要なもの 印鑑(印鑑が無い方は拇印で可) ※被害設備などの状況を示す写真をお持ちください(流失により設備が無い場合、設置場所の撮影写真)

■問 商工観光課商工政策班 ☎内線2162・5151

被災者生活再建支援制度の申請を受付中

被災者生活再建支援制度の申請受付を次のとおり行っています。

■申請期限 ●基礎支援金:災害発生日から13カ月以内

●加算支援金:災害発生日から37カ月以内

■受付日時 5月中は毎日(土・日・祝日も実施) 9時～16時

■場所 本庁舎1階 101会議室

■対象 り災証明書により「全壊」・「大規模半壊」に判定を受けた世帯。その他の対象世帯:①住宅が半壊または住宅の敷地内に被害が生じ、その住宅を「やむを得ず解体」した世帯 ②災害による危険な状態が継続し、住宅に「居住不能な状態が長期間継続」している世帯

■支給額 ①基礎支援金(被害程度に応じて支給) 「全壊」の世帯は100万円、「大規模半壊」の世帯は50万円※半壊などで解体した場合100万円支給。

②加算支援金(再建方法に応じて支給する支援金) 「建設・購入」は200万円、「補修」は100万円、「賃借(公営住宅以外)」は50万円

※①②世帯人数が1人の場合は、支給金額の3/4の額。

■必要なもの ①り災証明書 ②振込口座の通帳(通帳などは世帯主のもの。ただし、世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯の代表者) ③住宅の建設・購入、補修、賃借する場合は、確認できる契約書の写しなど

■問 震災復旧対策室 ☎内線1422～1425

災害義援金配分の申請受付を行っています

災害義援金の配分のための申請を、次のとおり受付をしていますので、対象になる方は手続きをしてください。生活再建支援制度の申請を行った世帯(全壊・流出、大規模半壊、半壊解体)は申請の必要はなく、同じ口座に振り込みます。

■受付期間・場所 5月15日(日) 9時～17時 本庁舎西側仮設プレハブ
16日(月) 9時～16時 福祉課前

■申請受付対象者 1. 災害により死亡した方の遺族 ①配偶者 ②子 ③父母

④孫 ⑤祖父母 2. り災証明書により住宅の被害が半壊判定を受けた方

※生活再建支援金を申請し、義援金の交付対象になる方には個別にお知らせし、後日、申請口座に振り込みます(義援金の申請は不要です)。

■支給額 死亡・行方不明者1人あたり35万円 住宅全壊1戸あたり35万円
住宅大規模半壊・半壊1戸あたり18万円

■申請に必要なもの 【死亡の場合】①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など) ③死亡診断書(検案書)のコピー ④死亡者と申請・請求者との関係を示す書類(戸籍謄本など) ⑤世帯主の通帳またはキャッシュカード(世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯代表者のもの)

【半壊の場合】①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など) ③り災証明書のコピー ④世帯主の通帳またはキャッシュカード(世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯の代表者のもの)

■問 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

上・下水道

東日本大震災に係る上水道料金・下水道等使用料特別措置

3月11日(金)発生の東日本大震災により、本市の上水道・下水道施設も被災し「上水道供給の停止」および「下水道設備の使用不可能」などの事態が生じました。被災された方の生活再建最優先の観点より、使用料については以下の特別措置を行います。

■上水道料金および下水道等使用料の特別措置

4月・5月・6月分の上水道および下水道料金を以下のとおり減免します。

請求	使用期間	対象者(家屋り災程度)	基本料	超過分
4月	2月8日～3月7日	①全壊・大規模半壊・半壊	全額免除	
		②上記以外(一部損壊等)	通常どおり	
5月	3月8日～4月14日	①全壊・大規模半壊・半壊	全額免除	
		②上記以外(一部損壊等)	免除	半額免除
6月	4月15日～5月7日	全ての使用者	免除	通常どおり

※1. 対象者欄の「①家屋全壊・大規模半壊・半壊」の判定は、本市が発行する「り災証明書」、石巻地方広域水道企業団の現地調査および検針などで総合的に判断します。

※2. 家屋全壊の地区は、3月11日付けで職権中止(石巻地方広域水道企業団による使用中止手続き)処理をしているため、5月分以降の上・下水道料金は発生しません。

※3. 3月10日までに上下水道の使用を中止した場合は、4月分は減免対象外になります。

■上水道料金および下水道等使用料の納入期限の延長

3月分以降の納入期限を以下のとおり延長します。

請求月	震災前(通常時)		震災後(納付書の場合)		震災後(口座振替の場合)	
	納付書発送	納入期限	納付書発送	納入期限	振替日	再振替日
3月分	3月上旬	3月末日	3月上旬	6月末日	4月11日	4月22日
4月分	4月上旬	4月末日	6月上旬	7月末日	6月22日	7月11日
5月分	5月上旬	5月末日	6月上旬	7月末日	7月11日	7月22日
6月分	6月上旬	6月末日	6月上旬	8月末日	7月22日	8月11日
7月分	7月上旬	7月末日	7月上旬	8月末日	8月11日	8月22日
8月分	8月上旬	8月末日	8月上旬	9月末日	8月22日	9月11日

■問 石巻地方広域水道企業団西部地区管理事務所 ☎83-2274
下水道課経営班 ☎内線2232

注意! 自家発電機の排気ガスや練炭・七輪の使用による一酸化炭素(CO)中毒事故にご注意を

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

健康・福祉

食中毒に注意を!

- だんだん暖かくなり、食中毒への注意がより必要な季節になります。家庭などで備蓄している食品の状態を改めて確認ください。
- ◎保管場所はできれば冷蔵庫、なければ涼しい場所に保管し、食品が傷みにくい工夫をしましょう。
 - ◎調理済み食品の取り扱いや食べ残しの食品は食中毒予防のために、早めに食べきましょう。
 - ◎消費期限を過ぎたものは、食べない方が良いでしょう。食品の腐敗は、目で見たり、匂いで感じたりできますが、食中毒菌は五感で判断することはできません。
- 問 健康推進課健康指導班 ☎内線3103

障害者福祉タクシー券の交付

- 障害者福祉タクシー利用助成券(1年分24枚)の交付を行います。
- 該当者** 身体障害者手帳(1級・2級)所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者
 - ※施設入所者や長期入院中の方は対象になりません。
 - 該当要件** 市内に住所を有していること
 - ※市外の避難所にいる方も対象です。
 - 目的** 日常生活などの利便向上のため
 - 受付日程・場所** ※受付場所が先に通知していた場所から変更になりました
- | 地区名 | 日時 | 場所 | 時間 |
|----------|----------|----------------|------------|
| 矢本・小松 | 5月18日(水) | 東松島市役所1階 第1休養室 | 9時~11時30分 |
| 赤井・大曲・大塩 | 5月19日(木) | | 13時~16時30分 |
| 鳴瀬 | 5月20日(金) | 鳴瀬庁舎1階 | |
- 必要なもの** 障害者手帳、印鑑(震災により手帳等を流失や破損された方は、住所・氏名などを確認し交付します)
 - 問** 福祉課障害福祉班 ☎1178~1179・1191

東松島市健康増進センター「ゆぶと」無料入浴開放のお知らせ

- 健康増進センター「ゆぶと」では、被災した市民向けに、無料入浴開放を行っています。入浴時間や地区による受入日は次のとおりです。
- 対象者** 東松島市内に在住している方、または市内に避難している方
 - <注意>
 - 一度に入浴できる人数に限りがありますので、ご了承ください
 - 1人あたりの入浴時間は30分(洗髪など15分+浴槽15分)とします
 - 必ずシャワーで洗髪・身体洗い(15分)の上、浴槽での入浴を行ってください
 - 利用者のための送迎は行いません
 - 入浴時のタオルは必ず持参してください。また、シャンプー・ボディソープは備え付けのものはありますが、持参できる方は持参ください
 - 実施日時** 毎日10時~20時45分(最終受付時刻)
 - ※17時以降は、混み合いますので早めに利用ください。
 - 地区別受入計画**

5月15日(日) 矢本西・野蒜地区	5月19日(木) 矢本西・野蒜地区
16日(月) 赤井・宮戸地区	20日(金) 赤井・宮戸地区
17日(火) 大曲・大塩地区	21日(土) 大曲・大塩地区
18日(水) 矢本東・小野地区	22日(日) 矢本東・小野地区
 - ※5月22日以降の計画は、利用状況を参考に、入浴実施について検討を行います。
 - 問** 市健康増進センター「ゆぶと」 ☎84-3855

医療機関は通常どおり開業・診療を実施

- 診療が必要な場合は、電話確認をしてから受診されるようご注意ください。
- ※佐幸内科胃腸科小児科(新東名) 藤野内科整形外科医院(野蒜)と鳴瀬地区の歯科診療医は未開業です。
 - 24時間体制の救急患者診療病院**
 - 真壁病院** ☎82-7111
 - 仙石病院(泌尿器科、脳神経外科)** ☎83-2111
 - 石巻赤十字病院** ☎21-7220

休日診療当番医院		診療時間:9時~17時
月日	医院名	電話
5月22日(日)	石垣クリニック内科循環器科	83-7070
5月29日(日)	ひかりサンテクリニック	84-1333
6月5日(日)	いしがき・みみはなのどクリニック	84-1187
6月12日(日)	伊東胃腸科内科	82-6666
月日	薬局名	電話
5月22日(日)	ひまわり調剤薬局	83-8075
5月29日(日)	和薬局	84-2711
6月5日(日)	ハーブ調剤薬局東松島店	84-1611
6月12日(日)	たかぎ薬局赤井店	83-5466

震災後のこころのケア相談窓口

市では、震災後のこころのケアについての相談窓口を設置しています。眠れない、食欲がなくて食べられない、誰とも話す気にならない、イライラするなどの症状でお困りの方はご相談ください。子どもについての相談も利用ください。

■**問・相談先** 福祉課障害福祉班保健師 ☎内線3105・3107

母子健康手帳の再交付

- 対象** 震災で母子健康手帳をなくした方。ただし、平成17年4月2日以降に生まれた子どもに限ります
- 場所** 矢本保健相談センター
- 問** 健康推進課健康指導班 ☎内線3106・3018

お知らせ

車検有効期間の再々延長~国土交通省からのお知らせ

車検証に記載の「使用の本拠」が該当地域にある自動車は、震災による影響で当面車検を受けることが困難であるため、「有効期間の満了する日」が、平成23年3月11日~6月10日までの車両は、6月11日まで延長されます。

■**問** 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局 登録部門 ☎050-5540-2011

震災に便乗した詐欺(さぎ)に注意ください

震災の混乱時に、不安な気持ちや善意の気持ちに便乗した義援金詐欺や振り込め詐欺などの事案が全国各地で発生していますので、ご注意ください

- 事案1** 公的機関や有名企業などの職員をかたって、各家庭を訪問し「義援金を集めている」などと言って善意の気持ちに便乗してお金をだまし取られた
- 事案2** 被災地にいる親族をかたって「今、避難所にいるが、すぐにお金が必要だ」などと話す、振り込め詐欺と思われる不審な電話がかかってきた
- 事案3** 「個人が持っている貴金属を換金し、そのお金を募金してあげるから宝石などを提供してほしい」と不審な電話がかかってきた。

義援金を送りたいときや募金したいときは、せつかくの善意の気持ちが無駄にならないように、確かな団体の正規のものであることや送り先を確認してください。被災地にいる親族に送金したいときは、必ず親族本人と連絡をとり、確認を取ってから行いましょう。

被害に遭いそうになったとき、被害にあってしまったときは、すぐに相談してください。

■**問・相談先**
独立行政法人国民生活センター「震災に関連する悪質商法110番」
フリーダイヤル ☎0120-214-888(毎日10時~16時)
宮城県消費生活センター相談専用電話
☎022-261-5161(平日9時~17時、土・日曜9時~16時)

三陸自動車道 夜間通行止めのお知らせ

三陸自動車道は、地震による損傷の復旧工事を行うため、夜間通行止めを行います。大変ご迷惑をおかけいたしますがご協力をお願いします。

- 期間** 5月16日(月)~31日(火) ※日曜日、悪天候の日を除く
- 時間** 21時~翌朝6時
- 対象区間** 三陸自動車道鳴瀬奥松島ICから河北IC間
※国道45号など一般道路へ迂回をしてください
- 問** 国土交通省三陸道維持出張所 ☎96-7651

岩手・宮城・福島3県のアナログ放送終了が延期

総務省ではテレビのアナログ放送終了について、東日本大震災による影響調査の結果、岩手・宮城・福島の3県に関して、放送停波の延期を検討しています。期間は最大1年間で、具体的な延期期間は現在検討中です。

なお、岩手・宮城・福島以外の全国各地域では、予定どおり本年7月24日にアナログ放送が終了します。

■**問** デジサポ宮城(総務省宮城県テレビ受信者支援センター)☎022-745-1500
デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)
☎0570-07-0101 (IP電話からは☎03-4334-1111)

【一般募集】支援などへの感謝の言葉を募集します

市報6月1日号に掲載予定の、全国の皆さんからの支援や協力など、紙面をとおして言いたいお礼や感謝の言葉を募集します。市報はホームページにも掲載していますので、全国で閲覧できます。掲載内容は50文字程度の文章で、メール・FAX・用紙などに記入の上、応募ください。

例) ●●県の●●●●さん、●●●のお手伝いをいただき大変ありがとうございました。東松島市●●字●●● 東松太郎

■**問・応募先** 総務課秘書広報班 ☎内線1219 FAX:82-8143
ホームページ <http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>
メールアドレス koho@city.higashimatsushima.miyagi.jp

知っ得情報

避難されている皆様へ

避難で転居・転出している方へのお願い

市では、市内外に転居・転出し、住民異動手続きをしていない方や市内外の親族・知人宅に避難している方の安否確認を行っています。該当する方は、以下の手続き、またはご連絡をお願いします。

●市内外に転居・転出した方 住民異動手続きを市民課または鳴瀬総合支所窓口で行ってください

●市内外の親族・知人宅に避難している方 防災交通課防災交通班までご連絡ください

■問 防災交通課防災交通班 ☎内線1162～1165

郵便局への「転居届」を忘れずに

郵便物の確実な郵送のために、新しい転居先または避難先に引越した場合は、郵便局への「転居届」が必要です。郵便物の転送期間は、届出から1年間です(期間延長も可能)。

■「転居届」の届出先 お近くの郵便局で「転居届」に、新しい転居先または避難先などを記入して直接窓口へ提出または郵送。郵便事業株式会社ホームページ「e転居」からも申し込みできます

■届出の際に必要なもの

1. 印鑑(認印) 2. 本人と確認できる書類(運転免許証、各種健康保険証など)

■問 郵便事業株式会社石巻支店(石巻郵便局内) 集荷・配送専用 ☎95-4051 鳴瀬郵便局 ☎87-2160 大塩郵便局 ☎82-4195

郵便事業株式会社ホームページ「e転居」

URL:http://welcometown.post.japanpost.jp/etn/

東松島市内に避難している市外の皆さんへの重要なお知らせ (全国避難者情報システム)の受け付けを開始

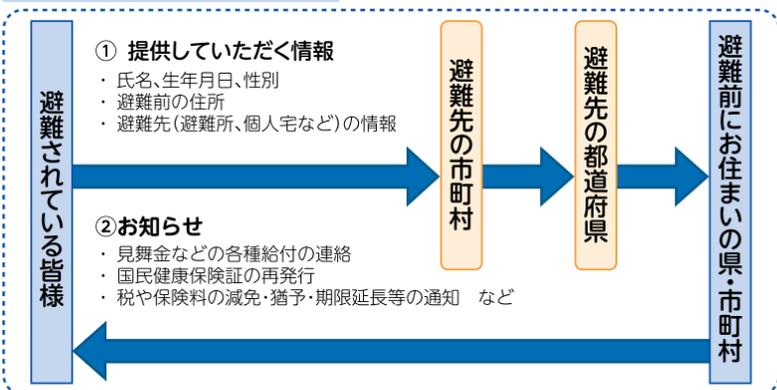
避難元市町村および避難元都道府県では、その区域外に避難した方々への見舞金などの各種給付の連絡、国民健康保険証の再発行、税や保険料の減免・猶予・期限延長などの通知や情報提供を行うため、区域外避難者の所在地等を把握する必要があります。そのため、総務省では「全国避難者情報システム」の運用を開始しました。

市では、4月25日(月)より、東松島市内に避難された市外の方からの情報提供の受け付けを始めました。

【市外に避難された東松島市民の皆さんへのお願い】

市外に避難された東松島市民の皆さんには、現在、避難されている市区役所または町村役場の窓口へ「避難先等に関する情報提供書面」での情報提供をお願いします。

全国避難者情報システム



様式(用紙)は、避難先の市区役所または町村役場の窓口へ備え付けてあるほか、市ホームページに掲載の「情報提供書面」の様式(PDF)をダウンロード・印刷し、必要事項を記入してください。

■問 災害対策本部(防災交通課防災交通班) ☎内線1161

環境・ごみ

一般家庭からの災害ごみ直接受け入れ

災害ごみの受入を下記のとおり実施します。

■期間 3月28日(月)～当分の間 ※本人確認できるもの(運転免許証など)を持参。業者委託の場合は、依頼者の住所・氏名・連絡先を確認します。

■時間 9時～12時/13時～16時 ■場所 大曲浜県有地(株)ヤマニシ西側

■対象ごみ 東松島市内で浸水により使えなくなったもの <10種類に分別>

- 建物倒壊・掃除ごみなど…①ガレキ、コンクリート ②鉄筋、鉄柱
- ③木材、家具、建具 ④ふとん、たたみ ⑤どろ、かや
- 可燃ごみなど…⑥紙、衣類、プラスチック製品など
- 不燃ごみなど…⑦鉄、アルミ製品、ビン、割れた瀬戸物、ガラスなど
- ⑧電子レンジ、電気ポット、ドライヤーなど小型家電 ⑨乾電池、蛍光灯、ほか水銀を使用したもの
- 家電4品など…⑩テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、パソコン(本体)

※処理が難しいもの…消火器、ポンペ、タイヤなどは受付で案内します。

■分別・搬入方法 分別して、各自で搬入してください

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

一般家庭からの可燃ごみ・資源ごみ収集のお知らせ

5月から可燃ごみの収集が、週2回の通常収集になりました(災害前と同じ曜日です)。容器包装プラスチックについても毎週水曜日に回収します。資源ごみは、9日(月)から回収を開始します。

なお、空き缶などが大量に出ると時間がかかり、翌日の回収になる場合があります。

現在、石巻広域クリーンセンター(可燃ごみ焼却施設)が津波被害により停止していますので、皆さんのごみ減量(例:生ごみの水切り徹底・空き缶など少しづつ出すなど)の協力を、お願いします。

◆5月中は、可燃ごみ・空き缶などは市販の透明なビニール袋でも回収します◆

※資源物の収集曜日は、排出量が落ち着くまで通常の収集曜日と異なる地域があります。詳しくは近くのごみ集積所に掲示した「お知らせ」をご覧ください。

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1154

震災による被災家屋解体・撤去

東日本大震災とその余震により被災した家屋の解体および自宅敷地内に流入したガレキなどの撤去を行います。

■対象 東日本大震災の地震、津波ならびにその後の余震により「半壊」以上の判定を受けた建物および自宅敷地内に流入したガレキなど

■受付日時 5月9日(月)～当分の間 8時30分～17時

※地区別に申し込み受付日程を設けますが、予定が合わない場合は、日程以外の日でも申し込みできます。

－地区別申し込み受付日程表－

受付月日	曜日	受付対象地区	
		市役所本庁舎	鳴瀬庁舎
5月16日	月	矢本地区	牛網地区
5月17日	火	小松、大塩地区	小野、浜市地区
5月18日	水	大曲地区	野蒜地区
5月19日	木	大曲地区	東名、大塚地区
5月20日	金	赤井地区	新東名地区
5月21日	土	赤井地区	宮戸、その他地区
5月15日(日)・22日以降		全地区	

■場所 本庁舎西側仮設プレハブ、鳴瀬総合支所、宮戸交付所(奥松島縄文村歴史資料館)

■解体などの経費 全額市が負担

※あくまでも個人の財産であることから、解体については本人からの申し出により行うことになります。

■申請に必要なもの

- (1)印鑑(認印で可)
- (2)り災証明書(写しで可)
- (3)本人確認書類(例:自動車運転免許証など)
- (4)本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状
- (5)被災写真(2～3枚程度)

※印鑑・確認資料・写真などが無い場合は、その旨申し出ください。

※委任状は任意様式で可。委任する権限(委任すること)として「震災による被災家屋解体・撤去の申し込みに関すること」と明記すること

■実施時期 5月中旬頃から順次行います

■その他 基礎から離れ道路などに流出した家屋については、申し出が無くても解体する予定です

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

津波による災害ごみ無料回収

個人対応できない市民からの要望に応えるため、津波により、自宅敷地内に流入したガレキ・泥や津波により被災した畳・家具・家電製品を回収します。

■ごみの出し方

庭先あるいは交通の支障にならないよう道路際に集めて、「災害ごみ」と表示してください

■回収時期 2～3カ月以内に回収予定

(順次回収しますが、災害ごみの量が膨大なため時間がかかります。災害ごみの量が予想以上の場合、期間を延期して回収します)

※各地区を数回に分けて回収しますので、片付けた都度出しても構いません。

■対象ごみ

- 津波により流されてきたガレキ・泥など
 - 浸水などにより使えなくなった畳・タンス・テレビなどの家具や家電製品
- ※今回の回収は、災害ごみに限定します。一般家庭可燃ごみは従来どおり、集積所に出してください。

■回収業者 市建設業協会加盟業者

■その他 今回の津波災害ごみの回収は、全て無料になります

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

知っ得情報

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

税金・国民健康保険など

納税通知書の送付延期について

3月11日の震災発生以降に発送予定であった、平成22年度課税分の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税通知書については、当分の間発送を延期しています。

また、平成23年度課税分の軽自動車税、固定資産税、市民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税通知書についても、当分の間発送を延期します。

課税の時期については改めてお知らせいたします。なお、各税については、今回の震災で被災された方についての減免措置を検討中ですので決定次第お知らせいたします。

■問 税務課住民税班 ☎内線1131～1139

葬祭費申請のお知らせ(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

今回の災害で亡くなった方の葬祭費の申請を受け付けています。申請者は葬祭執行者になります。しかし、災害で葬儀を行っていない場合は、死亡届出者または死体火葬、埋葬許可証申請者のいずれかの方でも可能です。

■必要なもの 1. 印鑑(認印) 2. 申請者の通帳(申請者以外の方は委任状が必要です) 3. 葬儀を行っている場合は会葬御礼のハガキ

■場所 市民課保険年金班 ■支給方法 口座振込

■問 市民課保険年金班 ☎内線1119

相談

被災された事業所に勤める従業員の雇用保険に関する出張相談会

離職や休業に伴う雇用保険の受給手続き、職業相談、被災により会社が休業、廃止を余儀なくされた場合の雇用調整助成金の相談や労働条件、労災補償等の手続きについて窓口を2会場で開催します。

当日は混み合う可能性がありますので車で来場する場合は乗合いで来られまようご協力よろしくお祈いします。

■日程 5月20日(金) 10時～15時

■場所 東松島市商工会 矢本本所、鳴瀬支所

■対象 被災された事業所に勤めていた方

■主催 宮城労働局(☎022-299-8061)、石巻労働基準監督署、日本年金機構、東松島市商工会、東松島市商工観光課

■問 商工観光課商工政策班 ☎内線2163、5151

震災復旧対策室・移動相談を開催

■内容 災害総合案内、り災証明書および被災証明書・被災者生活再建支援金・住宅応急修理制度の申請受付、写真プリント無償サービス

■日時・場所 9時～15時

5月15日(日) 牛網地区学習等供用施設

16日(月) 午前:浅井地区センター/午後:川下地区センター

17日(火) 午前:中下地区センター/午後:定林寺

18日(水) 大塩市民センター

19日(木) 縄文村交流館

■問 震災復旧対策室 ☎内線1420～1425

震災による不安や悩みの電話相談窓口

国では、各種団体の震災による不安や悩みの電話相談窓口を紹介しています。電話相談は、携帯電話からの通話も可能です。気軽に利用ください。

■相談内容による問い合わせ先

<震災による心の不安や悩みに関する相談>

●「心の相談緊急電話」(日本臨床心理士会ほか)

5月31日まで毎日19時～21時 ☎0120-111-916(通話無料)

●「心の電話相談」(産業保健推進センター)

平日9時～12時、13時～17時 ☎0120-226-272(通話無料)

●「チャイルドライン(18歳までの子ども専用電話相談)」

月～土曜日16時～21時 ☎0120-99-7777(通話無料)

<女性の悩みや人権に関する相談>

●「女性相談窓口(県みやぎ男女共同参画相談室)」

平日8時30分～16時45分 ☎022-211-2570

●女性の人権ホットライン(法務省)

平日8時30分～17時15分 ☎0570-070-810(通話無料)

<配偶者(パートナー)からの暴力に関する相談>

●DV相談ナビ 毎日24時間対応・音声ナビ ☎0570-0-55210(通話無料)

<性犯罪に係る被害や捜査に関する相談>

●宮城県警察本部 性犯罪相談電話 平日9時～17時45分 ☎022-221-7198

県東部地方振興事務所の農業分野相談窓口

宮城県東部地方振興事務所農業振興部では、東日本大震災の影響により営農活動に支障が生じている石巻市・東松島市・女川町の農家の方々への相談窓口を設置しましたので、利用ください。

■開設日 毎日(ただし土日・祝日に受付した場合は時間がかかります)

■時間 8時30分～17時 ■相談方法 電話または面談

■相談内容 ・営農(制度資金、施設整備、栽培技術など)に関する事
・農地の利用に関する事
・その他農業に関する事について

■問・相談先 宮城県東部地方振興事務所 農業振興部 ☎95-1435

住所:石巻市南境新水戸1番地(石巻専修大学体育館内仮事務所)

国の農林水産業被害相談

農林水産省と水産庁は、東日本大震災における農林水産業被害などに関する相談窓口を開設しています。

●農林水産省 農林水産業に関する相談窓口フリーダイヤル

平日 8時30分～22時、土・日曜・祝日 8時30分～20時30分 ☎0120-355-567

●水産庁 水産業復興プロジェクト支援チーム相談窓口

平日9時～19時 ☎03-6744-0508

■問 農林水産省 ☎03-3502-8111(代表)

また、農林水産省東北農政局では、東日本大震災の農林水産業被害などに関する相談窓口を開設しています。

1.総合窓口(農業関係、林業関係、水産関係、金融関係等) ☎022-221-6093

2.農業関係 ☎022-221-6179 3.畜産関係 ☎022-221-6198

4.農地・農業用施設等災害復旧事業関係 ☎022-221-6269

5.金融関係 ☎022-221-6217

6.消費者相談 東北農政局消費・安全消費生活課 ☎022-263-1111(代表)(内線4315)

■問 農林水産省東北農政局 ☎022-263-1111(代表)

司法書士出張相談

市では、宮城県司法書士会石巻支部所属の司法書士による出張法律相談窓口を開設します。被災後のさまざまな生活に関する相談に、2人の司法書士が応じます。※相談料は無料。今回の出張相談に限り予約は不要です。

■相談内容 被災した借家・借地関係や家賃支払い、住宅ローンなどの債務、勤務先との雇用関係、相続手続きなど

■日時 5月20日(金)・27日(金) 13時～16時

■場所 本庁舎西側駐車場内プレハブ仮設事務所

■問 総務課総務班 ☎内線1217

「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用ください



中小企業の事業主のみなさん、どこに相談したらいいのかお悩みではありませんか?

- ・震災による復旧費用を借りたい
- ・震災による罹災証明の取り方が知りたい
- ・新商品を開発するための支援制度を教えてください
- ・ネットを活用した販路展開をしたい
- …など、様々な課題があり、どこに相談したらよいかお悩みの皆さんにお応えします。

1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を開設します。

電話番号 ☎0570-064-350

(最寄りの経済産業局中小企業課につながります)

実施時間 4月1日(金)から実施

9時～17時30分(土日・祝日を含めて実施)

○相談内容が具体的な融資や保証に関する場合は、以下の公的金融機関でも受け付けます。

実施時間 平日 9時～19時、土日祝日 9時～17時

<融資について>

●株式会社日本政策金融公庫

平日 ☎0120-154-505

土日祝日 ☎0120-327-790(中小企業事業)

土日祝日 ☎0120-220-353(国民生活事業)

土日祝日 ☎0120-926-478(農林漁業・食品産業向け)

●株式会社商工組合中央金庫

平日 ☎0120-079-366

土日祝日 ☎0120-542-711

<保証について> 最寄りの信用保証協会にご相談ください

●宮城県信用保証協会石巻支店

☎22-4178(平日9時～19時、土日祝9時～18時15分)

